

身体拘束の適正化のための指針

特定非営利活動法人優遊

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

2 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- ・虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会の設置し、身体拘束を行わないための支援の方法の検討等を行うよう、委員会を開催する。(年1回以上)
- ・身体拘束適正化の検討のため、専任の担当者を定める。(担当者：泉谷飛向)

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するため、職員へ研修を年1回以上行う。

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・身体拘束等の報告方法等の方策については、委員会において別途定める。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、委員会を開催し身体拘束によるリスクや、要件を全て満たしているか(切迫性・非代替性・一時性)等、慎重に検討し判断する。委員会の開催を待たず身体拘束せざるを得ない場合、事後に委員会へ報告し、委員会はその適切性について検討する。
- ・身体拘束を行う場合、あらかじめ個別支援計画等に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載し、その旨を本人・家族への説明を行い了解を得る。
- ・身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・この指針は、利用者・家族が自由に閲覧できるものとする。

7 その他身体拘束等の適正化委の推進のために必要な基本方針

- ・その他必要な事項については、委員会において定める。

令和 3 年 8 月 20 日 設置